

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

令和2年10月22日

—第28号—

消費生活トラブル情報

注目!

「1か月無料お試し」を解約したはずが...
～サブスクリプション・サービスの解約トラブル～



1

1か月無料で
動画「見放題」ってお得
だなあ♪
お試しで登録しちゃおう!

1か月お試し
無料!

AKUN

2

1週間後

あんまり見ないから
解約しよう!

「無料お試し期間」内に
動画配信サービスの解
約手続きをしました。

3

半年後

久しぶりに携帯電話料
金の明細を見ると
毎月900円請求されて
います...

おかしいな。
解約したはずなのに!

明細書

4

動画サービスの申込の
際に、「音楽聴き放題」
のオプションサービスに
気付かず申し込んでい
て、その料金でした。
別に解約手続きが必要
だと分かりました...

ガーン

アドバイス

※サブスクリプション・サービスについては裏面へ



- 無料お試しサービスを申し込む前に「**何についての、どのような条件の契約か**」を必ず確認しましょう
 - ・希望するサービス以外のサービスも契約になっていないか?
 - ・契約期間、解約料などが設定されていないか?
- 申込の際に表示された画面や確認メール、公式HPを見て、**解約について確認**しておきましょう
 - ・どのような手順でいつまでに解約すれば料金が発生しないのか?
 - ・解約の受付時間や方法(Webサイトや電話など)はどうか?
- ユーザー登録の入力は慎重に行い、**IDやパスワード等はしっかり管理**しましょう。
- こまめに引き落とし口座の履歴やクレジットカード、携帯電話料金の明細を確認しましょう。
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター**等に相談しましょう。

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間

【月～金】8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間

【月～金】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

豆知識

サブスクリプション・サービスとは？

サブスクリプション・サービスとは

月額料金等の定額を支払うことにより、契約期間中、商品やサービスの利用が可能となるものをいいます。従来から売り切り型の販売（定期購入、頒布会、新聞・雑誌定期購読）が行われていましたが、最近、若い世代を中心に、デジタルコンテンツ等のサービス型の利用が進んでいます。

サービス型のサブスクリプション・サービスの例

デジタル系 サブスクリプション・サービス

- (例) 動画、音楽、電子書籍・雑誌・コミック、ゲーム、ソフトウェア等の定額配信サービス

非デジタル系 サブスクリプション・サービス

- (例) 洋服、アクセサリー、バッグ、時計、家具、おもちゃ、時計等の定額利用サービス

従来型 サブスクリプション・サービス

- (例) 定額通信サービス(プロバイダー、携帯電話 等)、鉄道定期券 等



参照：消費者庁HP https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_002/018864.html

お知らせ

令和2年度『消費者啓発の標語』 最優秀賞作品 が決定しました！

賞

自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけづくりを目的として募集した「消費者啓発の標語」について、本年度の最優秀賞作品が次のとおり決定しました！

最優秀賞

<若年者の消費者意識啓発部門>

大丈夫？ そのワンタップが 落とし穴

山口県立岩国高等学校

こんどう あみ
1年 近藤 杏美

<高齢消費者被害防止啓発部門>

「君の名は？」それでも「俺」なら すぐ切ろう

山口県立宇部商業高等学校

はっとり りゅうき
2年 服部 龍貴

<エシカル消費啓発部門>

考えよう 未来の幸せ エシカル消費

山口県立岩国高等学校

ひもと めい
1年 樋本 芽衣

そのほかの受賞作品については、

山口県 消費者啓発の標語

検索



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど